学士課程教育の構築に向けて

(審議のまとめ)

平成20年3月25日 中央教育審議会大学分科会 制度·教育部会

《目 次》

(はじめ) ~今なぜ「学士課程教育」か~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる基本認識 …
第2章 改革の基本方向 ~競と編成 多難と標性の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 大学の取組 ~社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2) 国による支援・取組 ~大学の自主性・自律性を尊重した多角的支援の飛躍的充実を~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3章 改革の具体的な方策
第1節 学位の授与、学修の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 教育内容・方法等 ····································
第3節 高等学校との接続 ·····29 (1)入学者選抜 ·····29 (2)初年次における教育上の配慮、高大連携 ·····37
第4節 教職員の職能開発 ·····3
第 5 節 質保証システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
たわし! こ 。かまの加速に向けた社会会体の主控も。

用	語角	彈診	Ź	•										•													•																5	3
参	考資	資料	1																																								6	5
	参考	資	料	1		学	:士	- 討	果和	呈	を	Ø	5 •	ぐ	る	2	攵.	革	0) <u>:</u>	È	<i>†</i>	įį	公	革	<u> </u>																		
	参考	資	料	2		Γ	教	译	計	涱	興	基	ţ	本	탉	ŀ[[囙	T)	7	Ξ	IJ	フ	51	=	_) (,١	7	-	_	Γ	ナ	<u> </u>	学	教	尾	膏 (の	較	Ξŧ	奐	ع	Ė	Ė
					ŧ	折.		を	百	ΙÉ	能	لح	す	- 7	3	<i>t</i> -	<u></u> 8	り	こ	<u> </u>																								
	参考	資	料	3		Γ	学	긭	3,5	戉	果	٤	7	を	重	1	見	L	<i>†</i>	= :	大	学	ź;	炇	革	5(り	玉		沿	的	動) [j										
	参考	資	料	4		大	学	0	D	殳	置	認	Į,	可	1		2	い	7																									
	参考	資	料	5		人	文		· †	±	会	系	<u>ج</u> (の	教	7 F	育	<i></i>	語	果	頢																							
	参考	資	料	6		教	育	0	7	叹	方	庐	引	Ł	•	3	ン	ス	. ラ	- .	厶	11	<u> </u>	を	Ø.)	ぐ	る	E	3	米	比	車	交										
	参考	資	料	7		高	等		学村	交	ع	ナ	⊢ :	学	ع	: 0	り	接	糸	売	1=	.]	[]	す	7	5 '	フ	_	- =	۴	ン	ク	ř!	ヷ	ル	,_	<u> </u>	プ	1	()	Ν	G	i)	
					講	話	i O) ;	ま	ع	Ø.)	(Ŧ	万	芃	2	C) 1	年	1	J	Ħ	2	: (3	H)																
	参考	資	料	8		F	D	き	<u> </u>	か	ぐ	Z	53	毎	外	0	D :	動	庐	ij																								
	参考	資	料	9		ア	メ	ı) -	b	に	ょ	31	ナ	る	3	Z	様	<i>t</i>	ĵ.	学	굍	g -	ア	t	2 7	ス	٧	-	,	۲													
义	表	٠.							٠.	٠.	٠.	•	٠.	•			٠.	٠.									٠.			٠.	•		٠.			٠.		٠.	•	٠.		1	3	9
概	要			٠.,	٠.	٠.	٠.			٠.	٠.	٠.		٠.	•	٠.	٠.	•	٠.	•	٠.		٠.	٠.	•	٠.	•		٠.		٠.	٠.		٠.	٠.	•		٠.	•	٠.		2	3	5
			_																																									
番	議約	圣進	<u>1</u>	•		٠.			٠.	•	٠.		٠.	•		٠	٠.	٠.	•	٠.	٠	٠.	•		•	٠.		•	٠.	•	•		٠.	•	٠.	٠.	٠.	٠.	•	٠.		2	4	5
-	h-h-																																									_	_	_
名	簿		• •	٠.,		•	٠.,	٠.	٠.	٠.	٠.	•	٠.	•	٠.	•	٠.	٠.	•	٠.	•	٠.	•	٠.			٠.	•	٠.	٠.	•	٠.	٠.	•	٠.	٠.	• •	٠.	•	٠.		2	5	5

はじめに ~今なぜ「学士課程教育」か~

- 中央教育審議会大学分科会では、平成18(2006)年以降、学士課程教育に重点を置いた 審議を行ってきた。その問題意識の骨子は次のようなことであり、我が国社会の将来の 発展のため、学士課程教育の構築が喫緊の課題であるという認識に立っている。
 - ア グローバルな知識基盤社会、学習社会を迎える中、我が国の学士課程教育は、未来 の社会を支え、よりよいものとする「21世紀型市民」を幅広く育成するという公共的 な使命を果たし、社会からの信頼に応えていく必要があること。
 - イ 高等教育そのもののグローバル化が進む中、明確な「学習成果」を重視する国際的な流れを踏まえつつ、我が国の「学士」の水準の維持・向上、そのための教育の中身の充実を図っていく必要があること。
 - ウ 我が国に顕著な少子化、人口減少の趨勢の中、学士課程の「入口」では、いわゆる 「大学全入」時代を迎え、教育の質を保証するシステムの再構築が迫られる一方、「出 口」では、経済社会からイノベーションや人材の生産性向上に寄与することが強く要 請されていること。
 - エ 政策的には、大学間の競争の促進によって教育活動の活性化が図られてきたが、教育の質の維持・向上を図る観点からは、大学間の「協同」が併せて必要となってきていること。
- 今回の審議に先立って、中央教育審議会は、平成17(2005)年1月に「我が国の高等教育の将来像」答申(以下、「将来像答申」という。)をとりまとめた。同答申は、中長期的(15年程度)に想定される将来像と、施策の基本的な在り方を示すものであり、「早急に取り組むべき重点施策」として、「12の提言」を行っている。この中で、「教養教育や専門教育等の総合的な充実」等が重点施策として位置づけられ、「21世紀型市民」の育成を目指し、「多様で質の高い学士課程教育を実現する」ことが謳われている。

その後、中央教育審議会は、平成17 (2005) 年9月に「新時代の大学院教育」答申を行い、国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて総合的な提言を行った。さらに、文部科学省では、同答申に基づき、5年間(平成18 (2006) ~22 (2010) 年度)の重点施策を明示した「大学院教育振興施策要綱」を策定した(平成18 (2006) 年3月)。我が国において、大学院教育の抜本的な強化、国際競争力の向上は極めて重要な課題となっているが、そのためにも、その基盤である学士課程教育の充実を図ることが大切である。

- 昨年2月に発足した第4期大学分科会では、制度・教育部会の下に「学士課程教育の在り方に関する小委員会」を設置した。同委員会は、第3期大学分科会から引き継いだ問題意識や主な意見を踏まえて審議を行い、昨年9月に審議経過報告をとりまとめた。その後、当該報告に関する一般からの意見募集や関係審議会からの意見聴取等を経て、当部会として、小委員会と連携をとりながら議論を深めてきた。その間、高等学校との接続に関しては、小委員会の下に「高等学校と大学との接続に関するワーキンググループ」を設け、高等学校関係者等を交えて率直な討議を行い、本年1月に議論のまとめを行った。今般、このような経緯を経て、当部会として「審議のまとめ」を行うものである(巻末「審議経過」参照)。
- この「審議のまとめ」(以下、「本報告」という)では、いわゆる学部段階の教育について、「学士課程教育」と称している。これは、将来像答申において、「現在、大学は学

部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理していく必要がある」との指摘を踏まえた取扱いである。今後、我が国で上記のような観点から学士課程教育を構築するためには、学部・学科等の縦割りの教学経営が、ともすれば学生本意の教育活動の展開を妨げているという問題を是正していくことが強く求められる。

なお、小委員会の審議経過報告では、「学士課程教育の再構築に向けて」という表題を掲げていたが、学士課程教育という理念や実践そのものが定着・確立の途上にあるという実情に鑑み、本報告では、「学士課程教育の構築に向けて」に表題を改めた。本報告を契機として、学士課程教育という言葉や概念が、大学関係者はもとより、一般に広く理解されることも併せて期待したい。

○ 本報告では、「グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる基本認識」(第1章)と「改革の基本方向」(第2章)を述べた上で、「改革の具体的な方策」(第3章)について、「学位の授与、学修の評価」、「教育内容・方法等」、「高等学校との接続」等の節で順次提言を行っている。これは、将来像答申における重点施策として、各機関ごとの学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の明確化を支援する必要がある旨、指摘されたことに対応している。

また、これらの「三つの方針」の実践を担うのは、教職員である。その職能開発は、 学士課程教育の改善に向けた条件整備として極めて重要である。さらに、現在の大学・ 学部等の設置や評価をめぐる諸課題を踏まえると、質保証システムの在り方の点検・見 直しも欠かせない。このような考え方に立って、「教職員の職能開発」、「質保証システム」に関しては、それぞれ節を設けて提言を行っている。

最後に、「おわりに」として、改革の実行に向け、国や産業界など社会全体からの支援に関して要望を行っている。

- 「改革の具体的な方策」(第3章)の各節では、現状と課題に関する当部会としての 認識を示した後、「改革の方策」の中で、原則として「大学の取組」と「国による支援 ・取組」のそれぞれに関する事項を列挙している。このうち、「大学の取組」に関して は、各大学の主体的な取組の参考となることを期待して提示したメニューであり、一律 な実施を求める趣旨ではない。もとより、本報告は、様々な具体的な取組に関し、各大 学に対して直接指示する性質のものではなく、この提言を受けて、今後、国としてどの ような施策を講じ、各大学に働きかけるかは、文部科学省において、大学の自主性・自 律性を尊重しつつ、適切に判断されるべきものと考えている。
- なお、本報告では、学士課程教育の在り方に焦点を当てて審議を行ってきたが、短期大学の在り方が重要な論点であることは言うまでもない。将来像答申では、短期大学の課程に対し、「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場」という期待を示しており、当部会も認識を共有している。本報告では、短期大学固有の問題に関わる提言を行っておらず、今後の検討が期待されるが、学位の質保証をめぐる課題は共通するものであり、短期大学の課程についても、その特性等を踏まえつつ、本報告を活用して当該大学での主体的な取組に生かしていただくことを望みたい。

第1章 グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる基本認識

○ 学士課程をめぐっては、戦後の学制改革に伴う一般教育の導入、平成3 (1991) 年以降の大学設置基準の大綱化等を受けたカリキュラムや学位制度の改革、教養教育の後退への反省の動き、さらに最近では、教育基本法改正(平成18(2006)年) や教育再生会議等からの諸提言など、多年にわたって様々な改革が行われ、議論も重ねられてきた(参考資料1)。本報告は、こうした沿革を踏まえつつ、今後の改善方策について提言を行おうとするものである。

(大学を取り巻く環境の急速な変化)

- グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあって、国民の強い進学需要に応えつつ、 国際通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要となっている。国境を越えた多様 で複雑な課題に直面する現代社会にあって、大学として、自立した「21世紀型市民」を 幅広く育成していくことは、個人の幸福と社会全体の発展それぞれの面で極めて重要な 課題であり、現代の大学の担うべき公共的な使命である。先進諸国の大学では、自らの 使命を、学生の身に付ける「学習成果」というかたちで明示し、その達成度を評価する などの取組が広がりつつある。
- また、少子化による人口減少を迎える日本が持続的発展を遂げるためには、学士課程 教育及び大学院教育を通じ、教養を備えた専門的な人材を多数育成すること、その結果 として、イノベーションの推進、生産性の向上を図っていくことが要請されている。若 年労働者を供給する中心的な役割を担うようになった学士課程教育に対しては、産業界 から、社会人としての基礎力の育成などに関し、十分な成果を求める声が強まってきて いる。
- 今日、専修学校等を含む高等教育機関への進学率は76%、大学・短期大学への進学率は54%に上っている(平成19(2007)年度)。このうち、学士課程教育を提供する大学への進学率については47%となっている。これらの進学率は、相当の高い数値に至っているが、近年なおも上昇傾向を示しており、我が国は、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階に移行している(図表1-1~1~3)。
- また、世上「大学全入」時代が到来したと言われているが、その指標とされている大学・短期大学の収容力(志願者数に対する入学受入れ規模の割合)は91%(平成19(20 07)年度)に達し、志願者の殆どが大学へ入学しうるようになってきている。「大学全入」は、我が国の大学進学をめぐる需給関係の大きな変化を象徴する言葉である。今後の少子化の進行に伴い、学生確保に向けた大学間の競争も過熱化してくることは確実である。過度の受験競争が大きな社会問題とされた時代と異なり、入試による「入口」の質保証の機能は大きく低下している。

(過大とは言えない大学教育の規模)

○ このような現状に対し、大学進学率等を過剰とする見方もある。しかし、大学の大衆 化がいち早く進展したアメリカを含め、先進諸国は、高等教育へのアクセスを改善し、 一層幅広く若者を受け入れていこうという方向を目指している。実際、大学進学率につ いては、我が国が先進諸国に比して特に高い水準であるとは言えず、OECD諸国の中 では既に下位に属するという分析もある(図表1-4)。グローバルな競争が展開される知識基盤社会の時代を迎え、諸外国と伍していく観点から、若年人口が減少する中で学士レベルの資質・能力を備えた人材の供給を維持・増強していくことは重要である(図表1-5)。また、保護者や高校生自身の大学進学に向けた熱意・意欲(図表1-6、1-7)に応えることも大切である。様々な格差の拡大を懸念する声もある中、「底上げ」の観点からも、大学が幅広く多様な学生を受け入れ、学士課程教育を通じて、自立した市民や職業人として必要な能力を育成していくことが求められる。

○ こうしたことから、当部会は、大学進学率等が過剰であるという立場をとらない。若年人口の過半数が高等教育を受ける現状を是とし、大学で学ぼうという意欲や能力がある若者をできるだけ積極的に受け入れていくこと、少なくとも、成績中位層以上の高校生が経済的理由により進学を断念せざるを得ない状況は無くしていくことが必要であると考える。「大学全入」という言葉が流布する中、進学機会を保障する意義が閑却されるようなことはあってならない。

ただし、こうした当部会の基本的な考え方は、本人の能力・適性、興味・関心によらず、大学進学が事実上強制されるような状態を目指そうというものではなく、また、学習意欲の乏しい学生の実態を容認するものでもない。さらに、大学の機関数の多寡について論じようとする趣旨でもない。

○ 大学教育を受ける機会を実質的に保障し、ユニバーサル・アクセス(いつでも自らの 選択により適切に学べる機会が整備された状態)を実現する見地からは、高等学校から の進学という形態だけでなく、社会人の受入れを一層重視することが必要である。さら に、高等教育のグローバル化に伴い、海外からの留学生の受入れも重要な課題となる。 我が国の大学は、そうした社会人学生や留学生の全学生に占める割合、あるいは、そ れらを含む全在学者の人口に対する割合が、先進諸国に比して少ないという状況にある (図表1-8~1-10)。これらの学生は、学士課程教育を活性化するインパクトとしても重 要な存在であり、その量的拡大を視野に入れた上で、大学教育の望ましい全体規模の在 り方を想定していくべきであろう。

大学教育の規模の在り方は、単に大学の問題であるに止まらず、我が国の社会の在りようを問う問題である。真に我が国が生涯学習社会の実現を目指すのであれば、国境や年齢にとらわれず、学習者の成果が社会で適切に評価されるようにすること、また、大学の教育がそうした評価に耐えるものとなること(教育の質的な転換と革新、教育力の飛躍的向上)が求められる。中央教育審議会では、別途、「留学生 30 万人計画」の策定に向けた審議を進めているが、今後、単に留学生の受入れに止まらず、高等教育の学生像全般にわたる論議も求められよう(注)。

(注) 「留学生 30 万人計画」については、本年1月、総理大臣の施政方針演説において、その策定が表明された。また、中央教育審議会では、教育振興基本計画の策定に向けた審議の過程で、大学分科会における審議を参考にして、関係委員から「大学教育の転換と革新」と題する意見書が提出された(参考資料2)。この中では、平成37(2025)年を展望し、「国境や年齢の壁を破り、多様な学生を迎え入れ、確実な「学習成果」を達成する」との提言の下、留学生や社会人の受入れの大幅な拡大などの将来目標が提示されている。こうした提言の趣旨は、当部会の審議の方向性に沿うものであり、今後の議論を深めていく上で、重要な示唆を含むものと考える。

(危機感を共有し、実効ある改革を)

- このように、国際的な動向と我が国固有の事情とを背景に、学士課程で期待される「学習成果」の達成に向けた教育内容・方法の格段の充実、高等学校との接続のシステムの見直し等のため、真剣に取り組んでいくことが急務となっている。我が国の学士号の国際通用性を確保するためにも、このことは不可欠である。
- 特に、ユニバーサル段階、少子化等の環境変化の中、我が国の学士課程教育は、「量」の拡大を積極的に受け止めつつ、「質」の維持・向上を図るという、重大な課題に直面している。我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通じた「質」の管理が緩いということである。そうした弊を放置するならば、我が国の学士課程教育の「質」は、大きく低下し、国内外からの信用を失う危機に晒されよう。質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、今後、その淘汰を避けることはできない。
- 現実の大学を見れば、多様な学生を迎え入れながら、個性化・特色化の徹底に向けた 改革に汗を流す機関が多数ある一方、学生や社会のニーズを十分に顧みない旧態依然と した機関も存する。しかし、後者に目を奪われ、大学教育の持つ社会的な意義や効用、 それらの可能性を過度に低く評価し、将来的な大学教育の規模等の在り方を論ずるとす れば、失当である。未曾有の人口減少社会、少子高齢化社会という我が国の特質を踏ま えるならば、大学教育をめぐって、「量か、質か」という二者択一を安易に行う場合、 人材育成等に関する国家戦略を誤ることともなりかねない。
- こうした危機感を各界で共有し、中長期的な視野に立って論議を深め、改革の基本方針に関する社会的な合意形成を図り、実効ある改革につなげていくことが必要である。その際、国においては、必要な改革を果断に進めながら、新しい教育基本法の謳うとおり、大学の自主性・自律性を十分に尊重するという姿勢を堅持していく必要がある。多様な大学の存在こそが、大学という社会制度がその機能を最大限発揮し、社会の発展へ寄与していくための基礎的な条件であるということを、改めて強調しておきたい。

第2章 改革の基本方向 ~競争と協同、多様性と標準性の調和を~

(改革の進展と懸念)

- 第1章で述べた経緯や現状を踏まえて、個々の大学においては、改革の取組が重ねられてきた。文部科学省が毎年実施している大学における教育内容等の改革状況に関する調査等によれば、教育内容・方法、成績評価、入試など各般にわたって改革の取組が普及していることが看取される。
- 国においては、様々な規制を緩和し、大学間の競争的な環境づくりを進め、各大学の個性化・特色化を促す方針をとってきた。大学運営システムの改革(国立大学等の法人化、学校法人制度の改善等)、大学の質保証のための制度改革(設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入等)、国公私立大学を通じた優れた教育研究活動(Good Practice;GP)への重点的支援(以下、「GP事業」という。)などの取組を推進してきた。将来像答申も、大学の個性・特色の一層の明確化を求め、「総合的教養教育」型を含む7つの機能類型を例示して、各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化することを望ましいとした。
- こうした大学と国それぞれの改革の結果として、大学の個性化・特色化は着実に進んできたと考えられる。しかし、「大学とは何か」という概念が希薄化し、ともすれば目先の学生確保の必要性が優先される傾向もある中、我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。例えば、多様化する一方の学部・学科等の組織名称や学士に付記する専攻分野の名称は、そうした懸念を強める一因である。また、改革の取組の結果、学生の学習活動や「学習成果」の面で顕著な成果を挙げてきたかという点については、第3章の各節で述べるとおり、未だ改革が実質化していない面も少なくないと考えられる。

(「市場化」の限界と脆弱なインフラ)

- 従来の改革の背景には、新規参入を促進し、学生獲得の競争を活発化させることが、「教育の質」を向上させる有効策であるという考え方もあった。今後の大学改革に向けても、そうした主張が依然として見受けられる。しかし、既に「過当競争」状態も懸念される今日、こうした「市場化」の改革手法のみでは、十分な成果を期待できない。「大学の多様化」が単なる無秩序に陥り、日本の大学全体の国際的な信用や信頼性を失墜させるような結果を招来してはならない。
- 先進諸国の状況を見ると、大学間や教員間を結びつけ、構成員の主体的な教育研究活動の質的向上を支援する組織やネットワークが大きな存在感を持っている。高度で専門的な教育機関である大学、専門職としての大学教員の自主性・自律性を支える基盤(インフラストラクチャー)として、そうした組織やネットワークは不可欠である。具体的には、大学団体、各分野の学協会、職員の職能団体などの果たす役割・機能は重要である。大学関係者のボランティア精神と不可分の「評価文化」の存在や、様々な産業における専門職の職能団体による大学教育とその評価への関与・貢献などの意義も指摘される。我が国の場合、こうした教育研究活動を支える社会的基盤、知的共同体の存在感が相対的に希薄であり、大学教育の振興の制約要因の一つになっていると考えられる。

○ このような認識に立つとき、今後の学士課程教育の改革の推進に当たって重要なことは何であろうか。当部会では、「学士」の質保証を図るためには、「大学間の健全な競争環境の下、各大学が自主的な改革を進めること」と同時に、「自律的な知的共同体を形成・強化し、大学間の連携・協同や大学団体等の育成を進めること」が極めて重要であると考える。その際、個性化・特色化に伴う「教育の多様性」と、国際通用性等の観点から要請される「教育の標準性」の両者を調和させていくことが必要となる。こうした基本的な考え方の下、本章では、「大学の取組」、「国による支援・取組」のそれぞれに関し、目指すべき改革の方向について述べる。

(1) 大学の取組~社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を~ (「三つの方針」に貫かれた教学経営)

○ 我が国の学士課程教育の抱える課題、社会的な要請の高まりを踏まえると、各大学に 求められる事柄を端的に言うならば、「社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学 士課程教育の構築を」実現すべきということになる。当部会としては、この目標の実現 に向けて、以下のような改革の実行を期待するものである。

これらの改革の実行に当たっては、明確な「三つの方針」に貫かれた教学経営を行うことが肝要である。大学の個性・特色は、各機関ごとの学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(将来像答申の述べるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに対応)に具体的に反映されるものである。教学経営に当たって、「三つの方針」を明確にして示すこと、そして、それらを統合的に運用し、共通理解の下に教職員が日常の実践に携わること、さらに計画・実践・評価・改善(PDCA)のサイクルを確立することが重要である。

① 幅広い学び等を保証し、「21世紀型市民」に相応しい「学習成果」の達成を

○ 学位授与の方針に関しては、抽象的な教育研究上の目的を掲げるに止まるのではなく、「学習成果」重視の観点から、卒業までに学生がどのような能力を修得することを目指すかを、できるだけ具体的に示していくことが大切である。大学が掲げる「学習成果」は、「21世紀型市民」として自立した行動ができるような、幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要である。また、各大学の教育理念や「建学の精神」との関連に十分留意して、達成すべき「学習成果」を明確に示すことにより、それらが一層学生に浸透することになろう。

学士課程教育の在り方の基本的な要件として、国際的にもほぼ共有されているものは、 学びの幅広さや深さである。「21世紀型市民」に相応しい資質・能力を育成する上で、 いかにしてこれを保証していくべきか、各分野の特質や当該大学の個性や特色を踏まえ つつ、各大学がそれぞれに解を見出していかなければならない。その際、幅広い学び等 は、一般教育や共通教育、専門教育といった科目区分の如何によらず、学生の自主的活 動や学生支援活動をも含め、それらを統合する理念として、学士課程の教育活動全体を 通じて追求されるべきものである。

こうした点に十分留意しつつ、当該大学の教育研究上の目的等に即して、いかにすれば、専攻分野の学習を通して、学生が「学習成果」を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化・構造化に向けた取組を進めていくことが課題となる。このためには、各学部、各学科等の分野に即した「学習成果」に関し、各大学において学生が到達すべき目標を示し、それらを通じて質を保証していく取組を進めつつ、学士課程全体を通じ

た「学習成果」、目標を明確化するよう努力する必要がある。

これに関連して、規模の大きな大学については、学部・学科等の縦割りの教学経営が、幅広い学びの保証の妨げとなるきらいがあることも指摘される。教育課程をはじめ、「三つの方針」の企画・実施に当たって、いかにして縦割りの壁を破るかが課題となる。

また、個別大学の枠を超えて、教育課程の企画・実施において連携・協同することにより、教育内容を一層豊富にする取組も期待される。

② 学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を

○ 教育課程編成・実施の方針に基づき、学生を本気で学ばせること、単位制度を実質化させることは、「入難出易」と形容されてきた我が国の大学にとって、これまでも大きな課題であった。「大学全入」時代においては、教育課程の内容に止まらず、指導方法、成績評価の改善を併せて講じ、社会で通用する力を確実に身に付けさせることが、いよいよ重要となっている。その際、学生の視点を踏まえつつ、学習者本位の改革を進めていくことが必要である。

目的意識の希薄化、学習意欲の低下等、学生の多様化により、大学側の対応の困難性は増してきている。最終的には、「課題探求能力」という高等教育に相応しい高次の目標の達成に努める必要があるが、一方で、基礎的な読解力や文章表現力などを修得させることを避けては通れない。また、学生に目的意識を持たせ、学習意欲を喚起する観点から、地域や産業界との連携を深め、外部人材の積極的な参画を得たり、質の高い体験活動の機会を積極的に設けたりするなど、開かれた教育活動を推進することが有意義である。

成績評価についても、きめ細かな指導を行った上で、客観化・多面化に向けた様々な 創意工夫を凝らしつつ、厳格な評価を行うことが強く要請される。

③ 入学者受入れ方針を明確にし、高等学校段階の学習成果の適切な把握・評価を

ユニバーサル段階、「大学全入」時代を迎え、高等学校と大学との接続は、大学が「選抜」する時代から、大学進学希望者が「相互選択」する時代へと移ってきている。両者の希望、ニーズのマッチングを図っていく観点からも、ともすれば抽象的とされる入学者受入れ方針を明確化していくことが求められる。

また、大学入試や入学後の初年次教育の実施に当たっては、高等学校段階の学習成果について適切に把握・評価して対応していくことが必要である。この点、推薦入試・AO入試をめぐっては、「学力不問」との指摘がなされるなど、それらの導入の本旨と沿わない実態が生じている。また、一般入試についても、学力検査の在り方が、自らの入学者受入れ方針に即して、必要な能力・適性を把握する上で効果的なものになっているのか検証していくことが必要となってきている。

こうした課題を踏まえ、高等学校における学習内容の定着や学習成果の評価の客観化などに向けた努力と同時に、大学においては、調査書の活用に加え、各種の入試方法の特質に留意しながら、適切な学力把握措置を講じていくことが求められる。

なお、こうした取組に当たっては、選抜性の強い特定の大学における固有の問題や、 高等学校以下の教育課程の改善の動向などに十分配慮することが必要である。

(組織的な教育活動を支える教職員の職能開発)

○ 以上のように、各大学が「三つの方針」に基づいて組織的に教育活動を展開するためには、当該大学の教員が共通理解を形成し、具体的な教育実践に取り組んでいくことが求められる。また、教員が、多様化する学生に対して適切な教育指導を行うためには、教授法に関する不断の研究を行うことが一層強く要請される。教員の組織的な研修(ファカルティ・ディベロップメント (FD))の実施が、各大学に義務付けられることとなったが、これを契機として、各大学では、FDの在り方を主体的に見直すとともに、教員評価の在り方等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に進めていくことが重要である。

また、教員と職員との協働関係を一層強化するため、職員の職能開発 (スタッフ・ディベロップメント (SD)) を推進して専門性の向上を図り、教育・経営など様々な面で、その積極的な参画を図っていくべきである。

(2) 国による支援・取組〜大学の自主性・自律性を尊重した多角的支援の飛躍的充実を〜 (財政支援の強化とアカウンタビリティの徹底)

○ 将来像答申は、国の中心的な役割として、「高等教育の在るべき姿や方向性等の提示」、「制度的枠組みの設定・修正」、「質の保証システムの整備」、「高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供」、「財政支援」の五つを挙げている。これらは、いずれも重要であり、国は、政策目的に応じて適切な手段を選び、多角的に各大学を支援していくこととなる。その際、教育基本法の謳うとおり、大学の自主性・自律性を尊重していくことが求められる。

特に、先進諸国と比較して、対GDP比等で見ると、我が国の大学に対する財政支援は手薄であると言わざるを得ない。ユニバーサル段階等を迎え、多様な学生を受け入れていく中、積極的な投資無くしては、教育の質の向上はおろか、現状を維持することさえ困難となる。大学の自主性・自律性を尊重する観点からも、基盤的経費を確実に措置した上で、競争的資金を拡充し、財政支援全体の強化を図っていくことを強く望みたい。一方、大学は、教育基本法等の改正を契機として、社会に対する説明責任(アカウンタビリティ)を十分果たしていくことが求められるのであり、国としてそうした枠組みづくりを併せて進めていくことが望まれる(注)。

(注) 第1章で触れた意見書「大学教育の転換と革新」においては、アメリカ並みの教育研究環境の実現を目指す観点から、公財政支出を拡充すべき旨の提言を行っている。また、この中では、アカウンタビリティの徹底、大学評価等を通じた適格認定の厳格化も併せて提言されている。

① 我が国の「学士」の水準に関する枠組みづくり、「高等学校から大学へ、大学から社会へ」と連なる階梯の設計を

○ 将来像答申の提言するとおり、ユニバーサル段階においては、大学が自らの選択によって機能別に分化していくこととなり、政策的にも、そうした取組を支援していくことが重要である。一方で、我が国の大学が授与する「学士」について、その在り方が無秩序であっては、知識・技能等の証明として、国内外で信頼され、通用するものとならない。「学習成果」重視の国際的な大学改革の潮流や社会の要請などを踏まえると、国と

しては、大学関係者と協同し、その主体性の下、学士課程教育の役割を改めて吟味し、 我が国の「学士」の水準に関する枠組みづくりがなされるよう、適切な役割を果たして いくことが望ましい。

こうした枠組みは、分野横断的な水準の確保を目指すものであり、各大学における学位授与の方針の策定・見直しの指針となることが期待される。また、③で述べる分野別の学位水準の確保に向けた学協会等の取組の基盤になるものとしても重要である。社会の発展に寄与する大学として、それに相応しい内容・水準とはどうあるべきか、それをどのように評価して説明責任を果たしていくのか等の基本的な課題について、分野を横断し、さらには各分野にわたり、十分な研究や検討を進めていくことが必要である。

○ 今日、高等学校卒業者の過半数が大学へ進学し、労働市場において大学卒業者が新規 採用者の中心になりつつある中、人生の新しい段階へと移行する若者をいかに支援して いくかが、学士課程教育においても重要な課題となる。

一方で、「大学全入」時代を迎え、各大学の入試の在り方、高等学校での履修状況や評価の在り方が益々多様化してきている。そうした中、教育の質を保証する観点から、単に個別の学校の努力のみに委ねるのではなく、システムとして、高等学校と大学との接続の在り方を見直していくことが求められる。従来、主に過度の受験競争の緩和の観点から、入学者選抜の改善等が推進されてきたが、今後は、各学校段階で最低限必要な知識・技能等を身に付け、若者が人生の階梯を着実に歩んでいく仕組みを再構築していくことが重要である。

② 学士課程教育の優れた実践に対する重点的な財政支援の拡充を

○ 競争的な環境の中で、国公私立大学の優れた教育の取組を重点的に支援するとともに、 その成果を広く情報提供することにより、我が国全体としての大学改革を推進していく ことを目的とするGP事業は、大学の多様な機能や社会のニーズ等に対応して、年々そ のメニューを増やし、支援額も拡充してきている。代表的なプログラムである特色GP 及び現代GPだけでも毎年1,000件前後の応募があり、申請に至るまでの大学内での熱 心な検討の過程などを通じ、各大学における大学改革、教育改革の進展に大きな成果を あげている。研究を重視しがちな大学教員に、教育の取組の大切さを認識させるなどの 効果もあげている。

一方で、学士課程教育に対する社会からの期待はますます高度化、多様化しており、 教育課程外の支援を含めて、その質の向上に努める大学に対する支援を、今後、より一 層拡充することにより、大学教育改革の取組をさらに加速させていく必要がある。

- その際、(1)で触れたように、明確化された「三つの方針」の下、次のような支援 を行うなど、大学の多様性やニーズを踏まえた制度設計とする必要がある。
 - ア 「学習成果」の達成に向けた体系的な教育課程の編成、きめ細かな指導と厳格な成績評価等に取り組む大学への重点的な支援
 - イ 社会的な期待が大きい新たな教育モデルの開発などに積極的に取り組む大学への支援
 - ウ 思い切ったカリキュラム改革等に伴う人員や設備に対する支援
 - エ 全学的な取組から、学部・学科単位の取組まで、その取組規模に応じたきめの細かい支援

また、各大学の取組の成果を当該大学の教育の質の向上のみならず、我が国の大学全

体の教育改革の進展や質の向上に、より効果的に反映させる必要がある。このため、これまでの国や各大学における積極的な情報提供に加えて、優れた取組の成果を各種の評価に反映させたり、設置基準の改正等により各大学が取り組むこととされた内容の実践状況を把握するなど、国による財政的な支援を、計画・実践・評価・改善のサイクルに組み込むことにより、大学教育改革の更なる加速を促す必要がある。

③ 大学間の連携、開かれた協同のネットワークの構築を

○ 大学教育の質の向上に向け、当部会は「競争」と「協同」との調和が重要であると考える。個性や特色を明確にした各大学が、地域内の自主的な連携、協同により、得意分野の強化、集約化、適切な役割分担を進め、地域のニーズに応じた多様で豊富な教育を提供することが、新しい形態として期待される。その具体的な取組としては、例えば、教育・研究設備の共同利用化、共同プログラム(社会人向けを含む)の開発・実施、放送大学の授業番組の活用、大学教員・職員の研修(FD・SD)センターの共同運営、教育活動の相互評価などが考えられる。その際、時間的・地理的な制約を克服するため、情報通信技術(ICT)の積極的な活用が望まれる。

こうした連携、協同の取組を積極的に支援することは、地域における「知の拠点」としての存在感を一層大きなものとしていく観点から、極めて重要である。また、教員の教育力向上等に関する要請に応え、FDセンター等の機能を強化・拡充していく上でも、有効な取組である。大学の社会貢献機能を盛り込んだ教育基本法等の改正がなされた今日、このような支援は時宜を得たものと考える。

また、現行の連合大学院や単位互換等の大学間連携の仕組みでは、複数大学が連携して行った教育は一つの大学名でしか成果(学位)が表示されないことから、将来像答申等を踏まえ、共同で教育課程を編成・実施し、複数大学が連名で学位授与を行う新たな仕組みを創設することが必要である。

○ 各大学が授与する学士は、学生が専攻する専門分野に関し、一定水準の知識・技能等を証明する機能を持つものである。専門教育の中心を大学院教育に期待するとしても、現行の我が国の学士課程教育の在り方を考えるならば、各分野ごとに教育の質を維持・向上させる仕組みが必要となる。これまで、累次の答申等において、学協会や大学団体に対し、分野別のコア・カリキュラムの策定、FDプログラムの開発・実施、外部評価の推進に関する主体的な取組への期待が表明されてきた。また、大学団体からも、分野別のミニマム・リクワイアメントの設定を求める声がある。このことについては、一部の分野において、そうした取組が見られるものの、総じて取組が低調であると言わざるを得ない。

○ このため、今後、各分野の教育を振興する基盤づくりに向け、学協会や大学団体に対し、国として積極的な支援を行うことが必要である。最近では、細分化されていた協会の連合化の動きが進んできており、そうした基盤の素地もできつつある。このような学協会等の役割に期待しつつ、これを促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、文部科学省として、日本学術会議に審議依頼を行い、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みを進めていくことが適当である。審議に当たっては、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。その際、日本学術会議が行う審議に関して、中央教育審議会の各種の提言や今後の審議との適切な連携が図られるよう、相互の緊密な連絡協議を図っていくことが大切である。

また、職業教育分野においては、産業界の協力が欠かせない。関係省庁と連携を図り、産業界との「対話」の機会を設けるなど、積極的な働きかけを行うことも重要である。

第3章 改革の具体的な方策

第1節 学位の授与、学修の評価

(「学習成果」を重視する国際的な動向)

- これまでの諸答申において、大学教育あるいは学士課程教育において育成すべき資質・能力に関しては、種々の提言が行われてきた。特に、基本的な考え方としては、「課題探求能力」の育成を重視すべきこと、「21世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置くべきことなどが示されてきた。こうした基本的な考え方は妥当なものであるが、学士課程で学生が身に付ける「学習成果(ラーニング・アウトカム)」を具体化・明確化していこうとする動向に照らしてみると、未だ抽象的かつ曖昧であると言わざるを得ない。
- 今日、大学教育の改革をめぐっては、「何を教えるか」よりも「何ができるようにするか」に力点を置き、その「学習成果」の明確化を図っていこうという国際的な流れがある。その背景には、次のような点がある。
 - ア グローバルな知識基盤社会や学習社会において、学問の基本的な知識を獲得するだけでなく、知識の活用能力や創造性、生涯を通じて学び続ける基礎的な能力を培うことが重視されつつある。それらは、多様化・複雑化する課題(例えば、人口問題、資源エネルギー問題、地球環境問題など地球の持続可能性を脅かす課題)に直面している現代の社会を支え、よりよいものとしていく責任を果たす、自立した市民にとって不可欠な資質・能力となってきている(注)。
 - イ 高等教育自体のグローバル化が進展し、学生や学位取得者の国際的な流動性が高まる中、知識・能力等の証明である学位の透明性、同等性が要請されるようになってきている。なお、労働の面でも流動化が進み、個人の学習や訓練の履歴、知識・能力等を証明するシステムが必要となりつつある。
 - ウ 企業の採用・人事の面において、コンピテンシー概念が導入され、産業界は、若年 労働者を供給する中心的な役割を担うようになった大学(とりわけ学士課程)に対し、 職業人としての基礎能力の育成を求めるようになってきている。
 - (注) ユネスコにおいては、「持続発展教育」(地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育)が提唱されている。
- 先進諸国では、人材開発を国家の競争力向上のための重要政策として位置づけ、その一環として、例えば、アメリカにおける連邦労働長官諮問委員会(SCANS)の報告(1992年)(ワークプレイス・ノウハウの提示)、イギリス教育・雇用省のナショナル・スキルズ・タスクフォースの調査報告(2000年)(スキルの定義と概念の提示)などの動きが見られる。

高等教育による「学習成果」については、イギリスの高等教育制度検討委員会(デアリング委員会)の報告(1997年)における勧告(獲得すべきスキルの提示)、オーストラリアにおける大学卒業時の知的能力の測定(グラデュエート・スキル・アセスメント)

といった動きが見られる。アメリカでは、連邦教育長官諮問委員会の報告書に基づく行動計画が策定され(2006年)、連邦政府がアクレディテーション団体に対し、評価基準における「学習成果」の一層の重視を求めている。

国を超えた取組として、欧州では、国際競争力を備えた「欧州高等教育圏」の実現を目指し、域内各国の学位制度の標準化、学修内容を共通様式で示す「学位証書補足資料」(ディプロマ・サプリメント)の導入に向けた取組が進行中である。学士についても、一般的属性や各分野特有の属性に関する枠組みづくりが研究されている。域内では、イギリスが先導的であり、高等教育質保証機構(QAA)が、大学関係者と協同して、学位の種類毎の「学習成果」を示した「高等教育資格枠組み」や、学士等の各分野別の学位水準基標(サブジェクト・ベンチマーク)を策定している。

○ こうした国レベルの枠組みの下、個別の大学や評価機関も、「学習成果」を重視した 取組を進め、それぞれの機関の個性や特色を踏まえ、学位授与の方針等を具体化してい る。このような国家政策と個々の大学との一種の協調的な営為は、当該国の大学の国際 展開や留学生獲得の面で寄与している面が少なくない。また、OECDにおいても、高 等教育の「学習成果」に関する国際調査の実施に向けた検討が進められており、こうし た事実も、「学習成果」を重視する国際的な潮流の証左と言えよう(参考資料 3)。

(我が国の課題)

○ 我が国の大学を取り巻く環境も、こうした先進諸外国と異なるものではない。しかし、 「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか」という国内外からの問いに 対し、現在の我が国の大学は明確な答を示しえず、国もこれまで必ずしも積極的に関わ ろうとはしてこなかった。

個々の大学が掲げる教育研究上の目的や建学の精神は、総じて抽象的であり、学位授与の方針として、教育課程の編成・実施や学修評価の在り方を律するものとは十分に成りえていない。かねて「入難出易」と評され、評価の厳格化が求められてきたが、実態はどうであろうか。進学率が上昇し続け、「大学全入」に至ろうとする時期を迎えているが、入学生の約8割が修業年限で卒業し、卒業までに退学する者は1割程度(見積り)に止まるという状態に目立った変化はない。OECDの調査によれば、日本は最も大学生の修了率が高い国となっている(図表2-1、2-2)。大学卒業生全体の学力が低下したという実証的な分析結果は無いものの、産業界のそうした印象、さらに言えば不信感を払拭できるような具体的な根拠を、大学も国も十分に持ち合わせているとは言えない。

- 大学が学生に身に付けさせようとする能力と、企業が望む能力との乖離、ミスマッチもかねて指摘されてきた。近年では、「企業は「即戦力」を望んでいる」という言説が広がり、学生の資格取得などの就職対策に精力を傾ける大学が目立つようになった。しかし、実際に企業の多くが望んでいることは、むしろ汎用性のある基礎的な能力であり、就職後直ちに業務の役に立つというような「即戦力」は、主として中途採用者に対する需要であると言う。こうした「誤解」の例に示されるように、大学は、企業の発する情報を必ずしも正確に理解しているとは言えず、また、企業も、自らの求める人材像や能力を十分明確に示し得ていない。
- こうした中、国においては、基礎力の養成を求める産業界の意向を踏まえた政策的な 対応も始まっている。例えば、厚生労働省は「若年者就職基礎能力」(平成18(2006)年)、

経済産業省は「社会人基礎力」(平成18(2006)年)を提起している。これらは、必ずし も大卒者のみを念頭に置いたものではないが、産業界の期待・要請する能力、コンピテ ンシーを簡明に表現したものとして参考に値する。

しかし、大学は、自主性・自律性を備えた公共的な機関であり、また、学士課程教育の目的は、職業人養成に止まるものではない。より幅広く、学士課程教育は、自由で民主的な社会を支え、その改善に積極的に関与する市民、生涯学び続ける学習者を育むこと、知の世界をリードする研究者への途を開くこと等の重要な役割・機能を担っている。このことを踏まえて、学士課程の「学習成果」の在り方を更に吟味することが求められる。

○ 国の大学改革においては、大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることにより、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた。その結果、我が国の大学全体の多様化は大いに進んだが、「学士課程あるいは各分野ごとの教育における最低限の共通性があるべきではないか」という課題は必ずしも重視されなかった。こうした状態は、今後進めていこうとする留学生交流についても、隘路となってしまうおそれがある。

例えば、学位に付記する専攻分野の名称は年々多様化し、その種類は、現在、約580 に達し、さらに約6割は専ら当該大学のみで用いられている名称となった(図表2-3)。このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したものなのか、学生の「学習成果」の在りようを適切に表現しているのか、能力の証明としての学位の国際通用性を阻害する恐れはないのか、懸念を持たざるを得ない。

また、最近の新設大学の中からは、資格試験予備校と内実が変わらない大学の実態が明らかとなり、認可の在り方に対する厳しい社会的な批判が生じたことも看過できない。単に認可要件を緩和して大学の新規参入を促進するのみでは、学位の水準の維持・向上に繋がらないという点を、教訓として十分に認識する必要がある。この点、大学設置・学校法人審議会からの課題提起を重く受け止めねばならない(参考資料 4)。

○ 以上のような国際的な動向や我が国の実情を踏まえてまとめると、今後、「学習成果」を重視する観点から、各大学では、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要となる。また、国として、そうした大学の取組を支援していくとともに、個別大学の取組を支える基盤として、分野を横断し、さらには各分野にわたり、学位の水準の具体的な枠組みづくりを促進していくことが極めて重要な課題となる。我が国は、高等教育の「学習成果」に関するOECDの国際調査のフィージビリティ・スタディに参加する意志を表明しているが、こうした動きへ適切に対応していく観点からも、必要な取組を進めていくことが求められる。

<改革の方策>

○ このような課題意識に立って、改革の方策を次のとおり提言する。ここでは、取組の着手点として、分野別の議論に先立ち、分野横断的に我が国の学士課程教育が共通して目指す「学習成果」について審議し、「学士力」として掲げた。当部会では、我が国の学士課程の多様な現実(アメリカのリベラル・アーツ型から医歯薬学教育等の職業教育まで)を踏まえる必要があるという認識に立って議論を行い、できる限り汎用性があるものを提示するよう努めた。すなわち、ここに掲げる「学習成果」については、どの分野を専攻するのか、将来像答申の掲げる諸機能のいずれに重点を置くのかを問わず、そ

れぞれの大学、学部・学科において、自らの教育を通じて達成していくものとして受け 止めていただきたいと考えている。

ただし、これは、個々の大学における学位授与の方針等の策定に向けた参考指針となることを意図したものであり、もとより、その適用を国が各大学に強制することを求める趣旨ではない。学士課程の「学習成果」について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は多様であるべきであり、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。また、参考指針が提示しているのは、標準的な項目に止まるものであり、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、当該大学の教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要があろう。

さらに、国においても、参考指針の内容を固定的に考えることなく、OECDの取組など国際的な動向を踏まえつつ、我が国の実情を勘案しながら、必要な見直しを柔軟に行うことを望みたい。

○ なお、学士課程教育については、諸答申において、教養教育と専門基礎教育とを中心とするという考え方が謳われ、教育基本法の新たな条文では、「高い教養と専門的能力を培う」(第7条)旨、大学の基本的な役割として規定されている。「教養」の意味・内容をめぐっては、多年にわたって様々な議論のあるところであるが、今回は、「学習成果」という観点から、参考指針について記述している。これらは、「教養」を身に付けた市民として少なくとも行動できる能力として位置づけることができる。

【大学の取組】

◆ 大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公開する。

その際、それらが抽象的な記述に止まらず、「学習成果」を重視する観点から、具体的で明確なものとなるように努める。

◆ 学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。

学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によって予め目標設定しておくこと等に留意する。

◆ 学位授与の方針等に即して、学生の学習到達度を的確に把握・測定し、卒業認定を行う組織的な体制を整える。

各大学の個性や特色、専門分野の特質に応じて、客観性・標準性を備えた学内試験の実施や外部試験の結果の活用についても検討し、適切に対応する。

◆ 大学の実情に応じて、大学間で相互に学位授与の方針の策定・実施に関与する仕 組みについて検討する。

例えば、大学間連携を実践する場合、その取組の一環として検討する。

◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際通用性に配慮して 適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるよう努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する 既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国による支援・取組】

◆ 国として、学士課程で育成する「21世紀型市民」の内容(日本の大学が授与する「学士」が保証する能力の内容)に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。

各専攻分野を通じて培う「学士力」 〜学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針〜

1. 知識·理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
 - 日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
 - 自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3)情報リテラシー
 - ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
 - 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
 - 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態**度・**志向性

(1) 自己管理力

自らを律して行動できる。

(2) チームワーク、リーダーシップ

他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。

(3) 倫理観

自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。

(4) 市民としての社会的責任

社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。

(5) 生涯学習力

卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

◆ 将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。

例えば、「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラムの策定、モデル教材やFDプログラムの研究開発などを促進する。併せて、海外の先導的な事例に関する情報収集を行い、その成果を広く提供していく。日本学術会議に対して審議依頼を行い、その回答を得て必要な取組を行う。

◆ OECDによる「学習成果」に関する国際調査については、その内容・方法が適切なものとなるよう、関与・貢献していく。

フィージビリティ・スタディの過程では、調査結果が安易な序列化を招くことなく、信頼に足るものとなるようにするとともに、我が国の大学教育の質の向上に寄与する知見が得られるように努める。

◆ 「学習成果」の測定・把握、「学習成果」を重視した大学評価の在り方などについて、調査研究を行う。

諸外国の先進事例を調査する。また、国として直接、あるいは、大学間の連携強化に向けた取組の支援を通じ、学生の生活実態や価値観、学習状況に関する実証的なデータを整備する。

◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに、 学問の動向や国際通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表 記の国際通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用 いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め 適切な対応を促す。

◆ 産学間の相互理解を深め、連携を強化するため、関係者の対話の機会を設ける。

そうした機会などを通じ、産業界のニーズを学士課程教育の改善に向けて適切に反映するとと もに、大学の実情に関する産業界の理解の増進を図り、必要な支援や協力(例えば、企業の採 用活動の早期化等の是正、職業教育分野の「学習成果」等の共同研究など)を要請する。

第2節 教育内容·方法等

(1)教育課程の編成・実施

(教育課程の体系性)

- 教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針、教育研究上の目的等の実現を図る観点から、それらと整合性・一貫性を持ったものであることが求められる。また、教育課程は体系性を持ったものであることが、法制上でも要請されている。各大学は、個性・特色ある方針に基づいて、基礎教育や共通教育、専門基礎教育、専門教育などの適切な区分を設けて、教育課程を編成・実施することが期待されている。「学士力」等の「学習成果」は、これら特定の区分の科目のみではなく、課外活動を含め、あらゆる教育活動の中で、修業年限全体を通じて達成し、培うものとして考えていく必要がある。
- しかし、かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、組織的にどのような「学習成果」を目指していくかが不明確である等の課題が指摘されてきた。個々の科目についても、どのような目標、内容・水準であるのかが判然としないなど、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない状態にある。これらの課題は、今日なお解決されていない。
- 専門教育については、大学院教育の役割の比重が大きくなり、学士課程教育では、完成教育というよりも、専門分野を学ぶための基礎教育や学問分野の別を超えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されるようになってきている。このため、教育課程に求められる体系性に関しても、学問的な知識の体系性(ディシプリン)という観点からのみ考えることは適当ではない。むしろ、当該大学の教育研究上の目的等に即して、いかにすれば、専攻分野の学習を通して、学生が「学習成果」を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系性の在り方を考えていくことが一層大切となる。

(大綱化以降の教育課程の変化)

- 大学設置基準の大綱化以降、科目区分、必修教科などの見直しが急速に進められた。 また、学部・学科等の組織の改組が活発に行われ、学位の専攻分野の名称と同様、多様 で新奇な名称の学部・学科(いわゆる「四文字学部」、「六文字学部」)等が登場するよ うになった。こうした組織改編等の中では、現代的な課題に即した学際的な取組を目指 した動きが目立つようになっている。
- 文部科学省の調査によれば、直近の過去4年間に限っても、約8割の大学がカリキュラム改革を実施している。また、最近 10 年程度の間、実施率が大きく伸びた科目・内容として、例えば、情報教育科目、文書作成の訓練、ボランティア活動、インターンシップ、大学外の教育施設等における学修の単位認定などがある。カリキュラム改革の進展により、多様な科目が開設され、総じて学生の選択幅が広がってきたことが伺える(図表3-1)。
- また、様々な調査研究の結果によれば、分野による相違はあるが、大綱化以降、全般 的に以下のような傾向が見られる。

- ア 教育課程全体の中で専門教育の比重が増していること(基礎教育や共通教育については、履修単位の減少、専門基礎教育の組み込みなど。専門職業との結びつきの強い学部(例:医療、家政、芸術系など)においては、専門教育の早期化や高度化が生じている一方、高学年向けの共通教育や基礎教育は余り普及していない。)
- イ 共通教育や基礎教育において、外国語能力や情報活用能力など、スキルの訓練に関する教育の比重が大きくなっていること
- ウ 初年次教育や補習教育、資格取得支援、就職支援、インターンシップなどが様々な かたちで教育課程内外に位置づけられる例が増えつつあること
- エ 学際的な教育活動について、その前提となるべき関連する学問の知識体系(ディシ プリン)に関する基礎教育が必ずしも十分になされていないこと
- オ 人文系、社会系などの学部(他学部と比べて基礎教育や自由選択の比重が高い)では、専門教育の学際化が進んでいること
- これらは、学生が専門教育志向や資格取得志向などを強めている中で、学生の変化や 社会的ニーズに柔軟に応えようとする大学の努力の反映と見ることができる。しかし、 そうした努力が、学士課程教育の本来の姿を実現し、教育水準を維持・向上させること に寄与しているとは言い切れない。

例えば、学生のニーズの背景には、企業全般が学卒者に「即戦力」を求めているという「誤解」により、学生が就職への有利性を過度に意識しているという面もある。その結果、学生確保に向けた大学間の競争が活発化する中、就職支援の教育活動について、学士課程教育(あるいはその正規の教育課程)の一部として位置付けることが相応しい内容・水準であるのか、責任ある実施体制と言い得るのか、疑問の生ずる事例も見受けられる。

- 学生の学習の幅広さという観点からはどうであろうか。一見、開設科目の種類・内容が多様であったとしても、それらが学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と遊離することなく、学生の体系的な履修を可能とするものになっていなければ、学士課程教育が求める本来の幅広い学びを保証するカリキュラムであるとは言えない。すなわち、沢山の科目の中から場当たり的に取りたい科目を取れるようにするだけであったり、中核となる科目の位置づけが曖昧であったりするならば、学生の学びは狭く偏り、あるいは散漫になるなどして深まらず、所期の「学習成果」は達成されない。「学士力」の内容や能力要素に照らしても、それらが、体系性を持った幅広い学びを経てはじめて達成されるものであることは明らかである。各大学においては、学位授与の方針等の確立と同時に、幅広い学びを保証する教育課程の編成が重要である。
- また、学生の所属先については、多くの学生が、入学時に学科等への所属を決定されている。共通教育や基礎教育の後退傾向や専門教育の早期化の動き、さらに第3節で触れる入学者選抜の在り方も相まって、早期から学生の学びの幅を狭めてしまうことが懸念される。ユニバーサル段階及び「大学全入」時代において、自己決定力の未熟な学生も目立つようになる中、入学してから時間のゆとりを持って専門分野を選択できる(Late Specialization)、あるいは柔軟に変更できるような仕組みづくりも課題となる。
- 以上で述べてきた点は、教育課程の在り方をめぐる概括的な課題であって、更に進んで各分野における課題を吟味していく必要がある。先行の様々な調査研究において、教育課程の改革に向けた大学の取組、学生の学習活動や意識・価値観などについて、分野

別に見た実情が明らかにされつつある(図表3-2~3-13)。我が国の学士課程では、人文・社会系の学科に属する学生が全体の約半数を占めているが、これらの分野での教育課程の体系化・構造化に向けた取組が十分に進んでないという指摘もある(参考資料 5)。ただし、こうした現状分析に当たっては、大学・学部等の教育環境などによる影響が無視できない。今後、日本学術会議との連携により、分野別の質保証の枠組みづくりに向けて審議を行うに当たっては、我が国の大学の実態や学問の在りよう、国際通用性を踏まえて十分な検討を進めていくことが望まれる。

○ なお、大学設置基準の大綱化以降、国立大学を中心に、基礎教育や共通教育の担い手であった教養部が改組され、多くが廃止されるなどの組織改革が進められた。これらの改革は、旧教養部等の教員に限らず、多くの教員が基礎教育や共通教育に携わることを目指すものであったが、現実には、個々の教員は、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないといった課題が残っている。各大学において、その実情に応じて、基礎教育や共通教育の望ましい実施・責任体制について、改めて真剣に議論する必要がある。

<改革の方策>

【大学の取組】

◆ 明確化した「学習成果」や教育研究上の目的の達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する(教育課程の体系化・構造化)。

「教養教育」や「専門教育」などの科目区分に拘るのでなく、一貫した「学士課程教育」として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が「学習成果」を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード(履修年次等に応じて付記)による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。

◆ 学生の「幅広い学び」を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。

例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入など を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を 受けるような仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する(例えば、学部・ 学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど)。

◆ 英語等の外国語教育においては、バランスのとれたコミュニケーション能力の育成を重視するとともに、専門教育との関連付けに留意する。

「読む・書く・聞く・話す」の四技能のバランスに留意し、例えば、ライティングセンターなどにより、学習支援を行う。「専門を学ぶための英語(EAP(English for Academic Purposes)」という観点に立って教育活動を展開する。TOEFLやTOEICなどの結果に基づいて単位認定を行う場合、大学教育に相応しい水準か、単位数が適当か等について吟味する。

◆ キャリア教育は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すものとして、教育 課程の中に適切に位置づける。 豊かな人間形成と人生設計に資するものであり、単に卒業時点の就職を目指すものではないことに留意する。アウトソーシングに偏ることなく、教員が参画して学生のキャリア形成支援にあたる。大学が責任を持って関与するインターンシップと、単なるアルバイトとは峻別する(後者を単位認定することは行わない)。

◆ 一方的に知識・技能を教え込むのではなく、豊かな人間性や課題探求能力等の育成に配慮した教育課程を編成・実施する。

例えば、資格取得に係る教育を行う場合であっても、バランスのとれた教育活動を行う。教育 課程内の活動と併せて、学生の自主的な活動等の充実に向けた支援に努める。

◆ 共通教育や基礎教育の重要性について教員間の共通理解を確立し、教育活動への 積極的な参画を促す。また、これらの教育における努力や業績を適切に評価する。

その際、共通教育や基礎教育の目的達成を、特定の科目のみに任せてしまうことはしない (例 えば、アカデミック・ライティング等は、基礎教育科目等だけでなく、専門科目の学習を通じ て実践的な訓練を行うことが望ましい)。

◆ 地域の実情に応じて、大学間連携を強化し、学生に対する教育内容を豊富化する。

例えば、共同プログラムの開発、単位互換などを進める。その際、基礎教育や共通教育の充実 の観点から、放送大学との単位互換も検討する。

【国による支援・取組】

◆ 個性や特色のある教育課程に関する優れた実践に対し、積極的に支援するととも に、そのための体制を整備する。

例えば、目指すべき「学習成果」を明確化し、順次性のある体系的な教育課程を実施する取組 や、「幅広い学び」を保証するための意図的・組織的な取組などを支援する。

- ◆ 大学間の連携、学協会を含む大学団体等を支援し、国際的な通用性に留意しつつ、 分野別のコア・カリキュラムを作成する等の取組を促進する。
- ◆ 大学間の連携強化に向けた取組を支援し、共同プログラムの開発、単位互換など を促進する。
- ◆ 国公私の設置形態の枠組みを超えて複数大学が一定の条件のもとに連携し、共同で教育課程を編成・実施することが容易にできるよう、設置に際し柔軟に対応するため、設置基準上の特例を設けるとともに、複数大学が連名で学位授与を行う新たな仕組みを創設する。
- ◆ 産学間の対話の機会を設け、インターンシップの推進に向けた理解の増進などの 環境整備を進める。

(2)教育方法

(学習時間の確保など単位制度の実質化)

- 我が国の大学教育のシステムは、アメリカなどの諸外国と同様、単位制度をとっており、これを的確に運用することが、教育の質の維持、国際通用性の確保の観点から不可欠である。従来単位制度をとっていなかった欧州においても、「欧州高等教育圏」の実現を目指す一環として、その導入に踏み切っており、単位制度の考え方は一種の国際標準となってきている。
- 我が国の単位制度は、授業時間外に必要な学修等を考慮して45時間相当の学修量をもって1単位と定めており、制度上要請される学習時間については、諸外国に比して低いわけではない。問題は、それが実質を伴うものであるのかどうかである。内閣府の調査(平成12(2000)年度)では、学外の勉強を「ほとんどしていない」者が約半数に達すること、研究者の最近の調査でも、大学の属性に関わらず、学習時間の乏しい学生が相当の割合に上ることが確認されている。また、総務省の調査(平成18(2006)年度)によれば、学内外を通じた学習時間(一日平均)は、3時間余りであり、国際比較の研究でも、我が国の大学生の学習時間の短さは顕著である。こうした実態は、単位制度の趣旨を踏まえたものとなっているとは言い難い(図表3-5~3-10)。
- 学生の学習時間は、「学習成果」の達成度にも密接に関連してくるものと推認される。 単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきた。シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなどの諸手法は、いずれもその狙いにより導入が図られてきた。文部科学省の調査結果(平成17(2005)年度)では、各大学においてこれらの取組は相当に普及し、例えばシラバスは、既に全大学で取り入れられている(図表3-14、3-15)。けれども、学習時間の実情からすれば、これらの取組は十分に奏功しているとは言えない。
- 一つの原因としては、個々の手法について、単位制度の実質化との関わりが十分に理解されていない可能性や、相互に連携させることが必要だという点が認識されていない可能性がある。例えば、シラバスについては、「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数に止まっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境となっていないことが懸念される。また、キャップ制については、一年間の上限単位数が多すぎて、各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていないものも見受けられる。
- このような状況を踏まえ、今後、我が国としては、国際通用性の観点から、学習時間の実態を国際的に遜色ない水準にしていくことを目指して、総合的な取組を進めていく必要がある。まずは各大学において、学習時間などの実態把握を行った上で、その結果を教育内容・方法の改善に生かしていくことが必要である。また、教育課程の体系化を進めた上で、きめ細かな履修指導と学習支援を行っていくことも併せて求められる。「大学全入」時代を迎え、学習意欲や目的意識の希薄な学生が一層増加することも想定され、そうした備えは急務である。

なお、学習時間の在り方を論じるに当たっては、学生の学習意欲等の問題のみに原因を求めることは適当ではない。学生生活において、アルバイトが相当の比重を占めると

いう実態があるが、経済的な困難を抱える学生が増大し、学習に専念できない状況が広がりつつある可能性を十分に認識しておく必要がある。

○ さらに、これらの取組の大前提として、法令上、大学における1単位当たりの授業時間数が十分に確保されていることが必要である。具体的には、大学設置基準において、講義や実習等の授業の方法に応じて15~45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間を確保しなければならないことに留意する必要がある。これに定期試験の期間を含めてはならないことは言うまでもない。

(学習意欲の向上を目指した教育の双方向化・システム化)

- 「学習成果」を重視する大学教育の改革については、「何を教えるか」よりも「何ができるようにするか」に力点が置かれる。このことは、教育内容に勝るとも劣らず、教育方法の改善が重要であることを示唆する。入学する学生の変容については、第3節で触れることになるが、学習意欲や目的意識の希薄な学生に対し、どのようなインパクトを与え、主体的に学ぼうとする姿勢や態度を持たせるかは、極めて重要な課題である。具体的には、学生の主体的な参画を促す授業方法となっているか、授業以外の様々な
 - 具体的には、学生の主体的な参画を促す授業方法となっているか、授業以外の様々な 学習支援体制が整備されているか、学内に止まらず、積極的に体験活動を取り入れてい るか等について、改めて点検・見直しが必要となる。
- その際、教育環境の面では、少人数指導の推進(ST比の維持向上等)と併せて、支援スタッフや情報通信技術(ICT)等の活用、教育課程はもとより、豊かな課外活動や自習をも可能とする施設・設備の整備を積極的に進めるなど、双方向性の確保に向けた教育のシステム化が欠かせない。この点で、国際競争力を有するアメリカの大学との懸隔は大きく、教育投資の大幅な拡大が望まれる所以でもある(参考資料6参照)。

なお、ICTの活用は、教育の双方向化・システム化を飛躍的に推進する可能性を秘めており、その普及が望まれるが、それ自体はあくまで教育の「手段」であって「目的」ではない。ICTの活用に当たっては、当該大学の目指す「学習成果」や教育研究上の目的の達成にとって有効であるのか、対面授業に準ずる教育効果が確保されるのか等を適切に判断していくことが求められる。

○ 大衆化した学士課程教育を担う大学について、「教育」及び「研究」を活動の両輪と する大学制度の理念との関連性をどう考えるべきであろうか。この問題は、望ましい教 育方法の在り方と不可分の関係にあるものと考える。

「学士力」は、課題探求や問題解決等の諸能力を中核とするものである。学生がそれらを達成できるようにするためには、単に既存の知識を一方向的に伝達するのみではなく、討論などを含む双方向型の授業を行うこと、学生自らが「研究」に準ずる能動的な学びの営みに参画する機会や場を設けていくことが不可欠となる。「研究」という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、「研究」の成果に基づき、自らの知識を統合して「教育」に当たるということが改めて大切な意義を有するのである。換言すれば、「教育」と「研究」との相乗効果が発揮されるような教育内容・方法を追求し、模索することが、ユニバーサル段階の大学にとって一層重要となってきていると考える。

<改革の方策>

【大学の取組】

◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態把握を行い、単位制度の実質 化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。

卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行う。 諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。 点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。

◆ 各科目の授業計画に関しては、学部・学科等の目指す「学習成果」を踏まえて適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。

シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・ 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・ 準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・ 成績評価の方法・基準を明示すること
- ・ シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料 (コース・カタログ) と同等のものに 止まらないようにすること
- ◆ 各科目の授業時間内及び事前・事後の充実の観点から、各セメスターで履修する 科目の数・種類が過多とならないようにする。

例えば、細分化された2単位科目(週1回開講)を多数履修するような在り方を見直し、教育効果の観点から適切と判断する場合、3単位又は4単位科目(間に休憩を入れた2コマ続きの授業又は週複数回開講する授業)を標準形態とする。科目登録等に際し、各学生の実情に応じて登録の適否等に関する履修指導を積極的に行うよう努める。それらの種々の取組と併せて、キャップ制の導入や受講科目数に対応した柔軟な授業料システムについて検討する。

◆ 学習の動機付けを図りつつ、双方向型の学習を展開するため、講義そのものを魅力あるものにすると共に、体験活動を含む多様な教育方法を積極的に取り入れる。

学生の主体的・能動的な学びを引き出す教授法(アクティブ・ラーニング)を重視し、例えば、学生参加型授業、協調・協同学習、課題解決・探求学習、PBL(Problem/Project Based Learning)などを取り入れる。大学の実情に応じ、社会奉仕体験活動、サービス・ラーニング、フィールドワーク、インターンシップ、海外体験学習や短期留学等の体験活動を効果的に実施する。学外の体験活動についても、教育の質を確保するよう、大学の責任の下で実施する。

◆ TA等を積極的に活用して、双方向型の学習や少人数指導を推進する。

授業における指導(例えば、ディスカッション、討論など)への参画、授業外の学習支援など、 TAの役割を一層拡大する。優秀な学部学生をSA(スチューデント・アシスタント)として活 用することも検討する。

◆ 教育研究上の目的等に即して情報通信技術(ICT)を積極的に取り入れ、教育

以上内容仅为本文档的试下载部分,为可阅读页数的一半内容。如要下载或阅读全文,请访问: https://d.book118.com/52621205321
3010040